

3・8 コンテナ保安問題

3・8・1 日本

平成 26(2014)年 3 月より実施されている「日本版 24 時間ルール(海上コンテナ貨物に係わる出港前報告制度):JP24」(『船協海運年報 2014』の「3・7・1」参照)については、平成 28(2016)年度においても、引き続き利用運送事業者(Non Vessel Operating Common Carrier: NVOCC)の情報提出が不十分な状況が散見されている。

そのため、当協会は物流システム幹事会のコンテナ 3 社担当者を中心として、財務省関税局との意見交換を通じ、外地 NVOCC に対して JP24 の周知・徹底を図り、特に SPD(積荷情報の報告が行われなかった／報告期限を遅れた場合に行われる事前通知)の対象となることが常態化される NVOCC に対しては警告を行うよう改めて要望するとともに、同ルールの改善を求めた。